



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年4月16日金曜日 第198号

◇ 目 次 ◇ 告 示

形成変更時要届出区域の指定.....（環境政策課）... 672
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....（会計課）... 672
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（東予地方局環境保全課）... 672
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 674
 道路の供用開始（県道柳谷美川線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 674
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（南予地方局環境保全課）... 675

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）... 676

告 示

○愛媛県告示第504号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり形質変更時要届出区域を指定する。

令和3年4月16日

愛媛県知事 中村時広

1 区域

新居浜市磯浦町乙366番18の一部及び19の一部（次の図のとおり）

- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにベンゼン
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県県民環境部環境局環境政策課及び愛媛県西条保健所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第505号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和3年4月16日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
松第85号	松山市三番町8丁目234	愛媛県計量振興協会	売りさばき人氏名又は名称 愛媛県計量振興協会	売りさばき人氏名又は名称 愛媛県計量協会	令和3年4月1日

○愛媛県告示第506号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年4月16日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設に関する事項 T - 891

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号 タ 廃ガス洗浄施設
特定施設の能力	処理ガス量1時間当たり1,500ノルマル立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手1か月後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに

特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~13 最大 12~13
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 24,670 最大 37,000
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 225
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.02
	シアン化合物(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,340 最大 3,510
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1.5 最大 2.3	

汚水等は、シアン排水処理設備、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設(OBT)で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) NBT新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 521.1 最大 1,242.1	通常 107.5 最大 184.2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 493.1 最大 862.1	通常 24.2 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 548.2 最大 717.6	通常 222.0 最大 240.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25.9 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,743 最大 21,439	通常 17,743 最大 21,439

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設置年月日	平成21年1月31日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	

(3) シアン排水処理設備（北特排）

設 置 年 月 日	昭和60年3月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	晒液酸化分解処理方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル×4槽		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	晒液酸化分解処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 45.0 最大 77.0	通常 45.0 最大 77.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 531.0 最大 636.0	通常 529.0 最大 633.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
	シアン化合物（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 117.0 最大 180.0	通常 5.0 最大 10.0
	汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量（単位 立方メートル）	通常 1,856 最大 2,369	通常 1,867 最大 2,380

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設で処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

○愛媛県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和3年4月16日

愛媛県知事 中村時広

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 15.7 最大 35.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 27.6 最大 100.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.6 最大 3.0
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 255,200 最大 339,300

(2) 東総合排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9.3 最大 20.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第507号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道後平野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年4月16日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4845番1地先から 同町日野浦4802番3まで	令和3年4月16日

○愛媛県告示第509号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び愛南町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年4月16日

愛媛県宇和島保健所長 富田直明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大成建設株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
代表取締役社長 相川善郎

2 事業場の名称及び所在地

津島道路新内海トンネル工事
愛媛県南宇和郡愛南町柏地先

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号、生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント		
特定施設の能力	1時間当たり40立方メートル		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	許可日より2週間後		
使用開始の予定年月日	許可日より3週間後		
特定施設の使用時間間隔	間欠 1日当たり10回稼働 1回当たり30分稼働		
特定施設の1日当たりの使用時間	5時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	11
		最大	11
	生物化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常	5
		最大	10
	化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常	5
	最大	10	
浮遊物質（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常	2,000	
	最大	3,000	
窒素含有量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常	2	
	最大	3	

燐含有量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常	0.5
	最大	1
汚水等の1日当たりの量（単位：立方メートル）	通常	20
	最大	25

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可日より2週間後		
工事の完成予定年月日	工事着手3日後		
使用開始の予定年月日	許可日より3週間後		
処理施設の種類	物理化学処理、化学処理		
処理施設の型式	株式会社東洋製作所製 濁水処理設備TJL-30		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦2.3メートル 横5.0メートル 高さ2.4メートル		
処理施設の能力	1時間当たり40立方メートル		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿、中和		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処理前	処理後
		水素イオン濃度（水素指数）	通常 11 最大 11
	生物化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	化学的酸素要求量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10	通常 5 最大 10
	浮遊物質（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 2,000 最大 3,000	通常 25 最大 50
窒素含有量（単位：1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3	

燃含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.5	通常	0.5
	最大	1	最大	1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	483.6	通常	483.6
	最大	958.8	最大	958.8

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8~8.6	最大	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5	最大	10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5	最大	10
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	25	最大	50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	2	最大	3
	燃含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.5	最大	1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	483.6	最大	958.8

備考 その他、雨水専用排水口が2箇所ある。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和3年4月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,148,498
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,970
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 243,563

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	43,277	14,426
南宇和郡	18,260	6,087
松山市・上浮穴郡	435,198	139,200
今治市・越智郡	137,596	45,866
宇和島市・北宇和郡	75,313	25,105
八幡浜市・西宇和郡	36,513	12,171
新居浜市	98,914	32,972
西条市	90,436	30,146
大洲市・喜多郡	49,890	16,630
伊予市	30,893	10,298
四国中央市	72,331	24,111
西予市	31,763	10,588
東温市	28,114	9,372